

利用運送契約書

利用運送事業を営む 株式会社 Rina Transport（以下「甲」という）と貨物自動車運送事業を営む ●●●●●●●●●●（以下「乙」という）との間において、運送及び利用運送業務について次のとおり契約を締結する。

第1条（契約の範囲）

荷主の要求による運送並びに利用運送の業務について、甲は利用運送にあたり、乙は運送に従事するものとする。

第2条（秘密保持義務）

乙は本件業務の遂行に当たっては貨物及び営業上の秘密を保持し、甲の不利益となるような行為や情報の漏洩を行ってはならない。本契約終了後も同様とする。

第3条（運送保険）

車両及び積荷保険の費用は乙の負担とする。但し、荷主の要求にて付した運送保険は、その申込みを受けたる甲又は乙にて取扱うものとする。

第4条（運賃・料金の支払い）

甲が乙に対して支払う運賃・料金は、甲乙協議の上決めた運賃とする。

第5条（運賃及び料金の決済）

貨物運賃及びこれに付随する料金の請求は、毎月末日をもって締切計算をし、翌月末日までに甲乙にて決済する。但し、荷主の支払条件によってはこの限りではない。

第6条（輸送指示）

輸送内容の詳細について、甲は、乙に対し、エクセルファイル、電子メール、輸送システム、ワード、LINE（SNS）、FAX、又はPDF等の画像ファイルの交付・配信により指示することができるものとする。また、乙は甲と同手法により決められた期日・時間までに輸送内容の回答、返信をしなければならない。

第7条（再委託の禁止）

乙は甲から委託された業務を原則として第三者に再委託してはならない。但し、乙が甲の承諾を得て第三者に再委託した場合はこの限りではない。

第8条（契約期間）

本契約は令和 年 月 日より、1年間効力を有する。期間満了前1ヶ月前に甲乙双方何等意思表示なき場合は、更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。但し、顧客または荷主側が契約解除と判断した場合はこの限りではない。

第9条（解約の申し入れ）

甲または乙の都合により本契約期間内に解約しようとするときは、甲乙いずれも相手方に対し3ヶ月前に書面をもって通告するものとする。

第10条（契約の解除）

乙が次の各号の一つでも該当する場合、甲は何らの催告を要せず、本契約を直ちに解除することができるものとし、かつ、これによって被った損害の賠償を請求することができる。

- （1）本契約条項のいずれかに違反し、改善の兆しが見られないとき。
- （2）相手方の信用を著しく失墜させるような行為をしたとき。
- （3）差押、仮差押、強制執行、または競売を受け、もしくは破産、会社更生、民事再生適用等の申し立てがあったとき。
- （4）手形または小切手の不渡り、もしくは銀行取引停止処分を受けたとき。
- （5）営業の廃止または営業許認可の取消処分を受けたとき。
- （6）乙が本契約に基づき本業務を遂行する事が困難であると甲が判断したとき。

第11条（事故の処理）

貨物事故の処理は、甲乙協議の上、この責任において行うものとする。

第12条（損害賠償）

1. 乙は業務の遂行に際し、何らかの理由により積荷の滅失・毀損などの損害を与えた場合、甲に速やかに報告し、荷主または甲の被った損害を賠償するものとする。
2. 乙は業務の遂行に際し、甲、甲の顧客または第三者に損害を与えたときは、乙の負担と責任において処理し、これを解決するものとする。

第13条（管轄裁判所）

本契約に関する訴訟については、甲の拠点所在地である地方裁判所を管轄裁判所とする。

第14条（規定外事項）

本契約に定めのない事項、及び契約事項の解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

以上、この契約締結の証として、契約書2通を作成し、甲乙各々捺印のうえ各1部を保有する。

令和 年 月 日

甲

印

乙

印